

# 横浜市税 Q & A

## 法人市民税申告書の税務署での收受について

**Q** 法人税の申告書と同じ時期に提出する法人市民税の申告書は、事務所の所在する区役所に出向いて提出しなければならないのですか？

**A** 横浜市では、法人市民税の申告書について、法人税の確定申告などと同時に申告していただけるよう、次のとおり、税務署で出張受付を実施しております。御利用ください。

- ① 受付日 / 毎月末日の1日間(ただし、当該日が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日)
- ② 受付時間 / 午前9時～正午、午後1時～午後4時
- ③ 受付場所 / 緑税務署、1階ロビーの臨時の申告受付場所
- ④ 受付書類 / 緑税務署管内の緑区長、青葉区長、都筑区長に提出する法人市民税の申告書

## 固定資産税が課税される償却資産とは...

**Q** わが社は、今年度から、不動産貸付事業を始めました。賃貸マンションや月極駐車場の場合、土地や家屋のほかに償却資産にも固定資産税がかかると聞きました。どのような償却資産に固定資産税がかかるのか、教えてください。

**A** 固定資産税が課税される償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いている土地や家屋以外の構築物、機械・器具・備品等の資産で、法人税法や所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となるものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権などの無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車、軽自動車税の課税対象となっている軽自動車や原付バイクなどは課税の対象とはなりません。

したがって、賃貸マンションを所有している方には、受変電設備、屋外電気・給排水・ガス設備、緑化施設、駐車場舗装、塀、門扉、側溝などが償却資産として課税の対象となり、月極駐車場を所有している方の場合には、舗装路面、塀、駐車装置(ターンテーブル・機械部分)、看板などが課税の対象となります。

なお、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに申告することが必要です。

その他の償却資産について、いくつかの業種別に例示すると次表のようになります。

業 種	主 な 償 却 資 産
事 務 系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、エアコン、複写機、ロッカー、パソコン、ワープロ、ファクシミリなど
喫茶・飲食業	看板、厨房用品、食卓、椅子、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、エアコンなど
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、看板、冷蔵庫、エアコンなど
金属加工業	受・変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、フライス盤、圧縮機、測定・検査工具、構内舗装路面など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、レジスター、エアコン、看板など
病院・医療	レントゲン機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術用機器、歯科診療ユニット、エアコンなど

